

協議会の目的と第１回協議会の議論概要

～「京都市駐車施設整備に関する基本計画」と「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」～

１ 本協議会の目的

京都市の駐車場に関する計画を、以下の通り改定する。

- (1) 現況及び将来の駐車需要に対応させる。
- (2) 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を図るものとする。

本協議会では、将来の駐車需要にも対応した、歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」が実現できる駐車場整備方針を検討し、その方針に沿って「京都市駐車施設整備に関する基本計画（平成８年７月 以下基本計画）」と「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画（平成９年２月 以下整備計画）」を改定する。

これは、既存の計画が１０年以上前に策定されたものであり、現状の交通状況や将来の駐車需要への対応、「歩いて楽しいまち」の実現との整合が不十分なためである。

(1) 将来の交通需要

ア 駐車需要の変化

- ・ 平成６年から平成１７年にかけて、京都市の交通需要は減少傾向にあった（道路交通センサス調査結果より集計）。
- ・ 京都市や京都府の人口の推移を考慮すると、今後、自動車利用が大幅に増加するとは考えにくい状況である。

イ 駐車場の整備状況の変化

- ・ 京都市では、市の駐車場整備の計画である基本計画及び整備計画にそって、特に都心部を中心に駐車場の整備が推進された。

ウ 現状の駐車需要と供給のバランス

- ・ 駐車需要、駐車場整備量ともに変化しており、特に駐車場整備が必要であった駐車場整備地区では駐車場は充足しているが、駐車問題や交通問題は未だに存在しており、こうした問題を解決するため、駐車場の配置等を検討する必要がある。

(2) 京都市の目指す「まちづくり」

ア これまでの駐車場の整備方針

- ・ 駐車需要に対し、駐車場が不足していたため、不足分を整備していくことを基本方針としていた。

イ 「歩いて楽しいまち」の実現

- ・ 京都市では、自動車の利用を抑制し、歩行者と公共交通を優先する「歩いて楽しいまち」の実現を推進している。
- ・ そのため、駐車需要に対しては、必要な量の整備だけではなく、既存駐車場の有効活用や駐車場の配置を検討する必要がある。

2 基本計画と整備計画の役割

(1) 基本計画: **京都市全域**の駐車場整備のマスタープラン

駐車場整備が特に必要な地区として、駐車場整備地区※を設定している。

(2) 整備計画: **駐車場整備地区内**の駐車場整備計画(駐車場法で規定)。

駐車場整備地区が都市計画決定されると、その整備計画を策定することが、駐車場法の中で定められている。

※駐車場整備地区

京都市の駐車場整備地区は、以下の「都心部地区」と「京都駅周辺地区」である。

【駐車場整備地区の経緯】

昭和35年 駐車場整備地区を都市計画決定

平成 8年 駐車場整備地区の拡大を都市計画決定

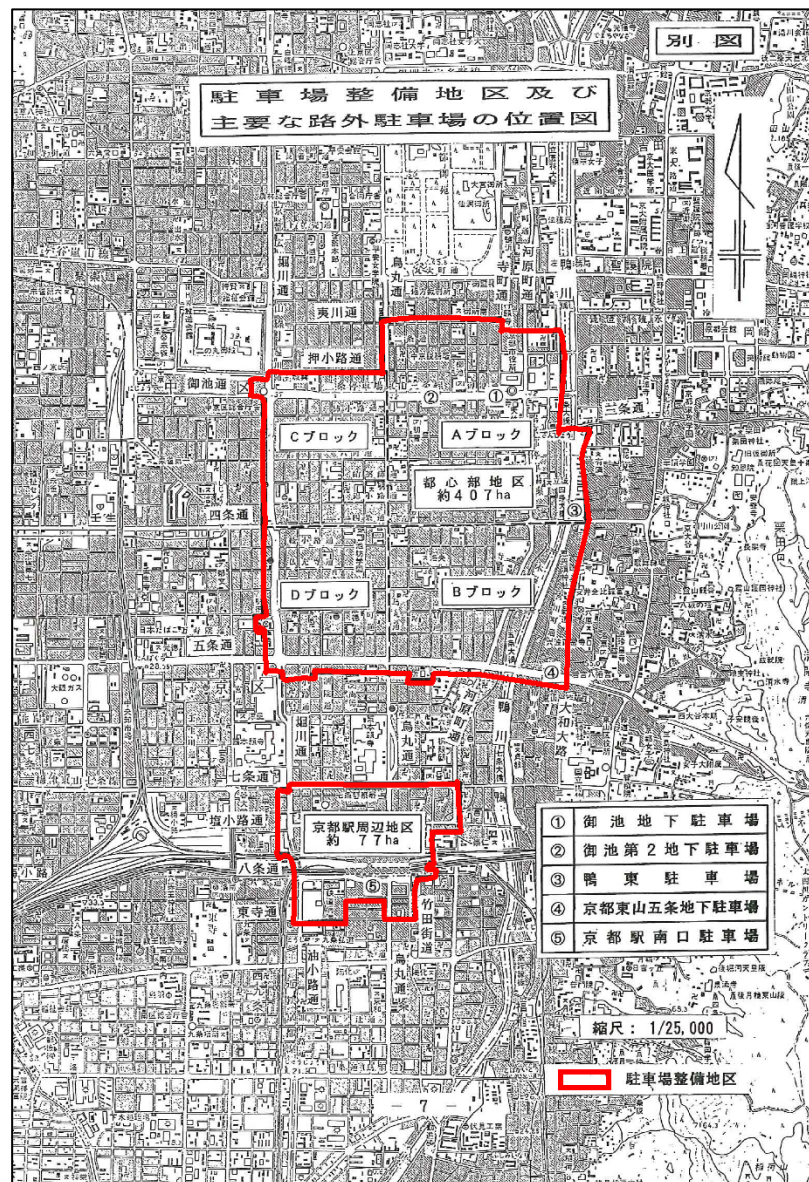


図 駐車場整備地区及び主要な路外駐車場の位置

3 基本計画の概要

基本計画では、「歩いて楽しいまち」の実現を目指すための、**京都市域の駐車場整備方針を示す**(駐車場の適正な配置誘導方法、効率的利用の方法など)。

表 基本計画の概要

	現行	今回の改定方針(案)
基本 方針	1 駐車に関する問題への対応の基本方針 ・ 駐車需要に対し、不足している駐車場を、公共・民間で整備する。	・ 「歩いて楽しいまち」を実現できるよう、駐車場の配置・誘導や、効率的利用の実現を目指す。
	2 駐車施設整備に関する基本方針 ・ 将来の駐車需要は増加するものとして、駐車場整備を推進する。	・ 将来の駐車需要が大幅に増加するとは考えにくい。 ・ 駐車需要の抑制を図った上で発生する需要に対しては、必要に応じた対策を検討する。 ①パークアンドライド等の駐車場配置の検討 ②情報提供等による駐車場の効率的利用方法の検討
駐車場 整備 施策	3 駐車施設の整備推進方策 ・ 民間施設は、附置義務制度により駐車需要の原因者が整備する。 ・ 附置義務適用外の小規模施設の密集地域や駐車需要の多い地域においては、公共において駐車場を整備する。 ・ 路上駐車場の整備(荷捌き対策)、パークアンドライド駐車場の整備(観光地対策)、駐車場案内システムの導入(駐車場の効率的利用)を検討する。	・ 民間施設では、附置義務制度の見直しを検討し、交通状況や土地利用状況に見合った量の駐車場の、適切な位置への配置を目指す。 ・ 公共駐車場は、必要性を再検討する。 ・ 自動二輪、荷捌きについては、原因者負担の観点からも検討する。 ・ 恒常的なパークアンドライド駐車場やフリンジ駐車場の整備(都心部交通対策)、駐車場案内システム等の高度化(駐車場の効率的利用など)を検討する。
地域別 整備 方針	4 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区 ・ 面的な中心商業地域である都心部、大規模な開発が行われる京都駅周辺を駐車場整備地区と設定する。 ・ 駐車場整備計画により整備推進する。	・ 駐車場整備地区の範囲については、前回と同じ範囲とする。 ・ 駐車場整備計画により駐車場の配置や既存駐車場の有効活用を推進する。
	5 その他の地区についての方針 ・ 車庫の確保の徹底や附置義務制度の活用、マンションに関する条例等により、駐車場整備を推進する。	・ パークアンドライド駐車場やフリンジ駐車場等、駐車場整備地区との関係に留意し、駐車場を確保する。

4 整備計画の概要

駐車場の整備が充足してきている**駐車場整備地区**において、「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、既存駐車場の有効活用、配置誘導、駐車場からの転換方法など、**駐車場整備の具体的な方策を示す**。

表 整備計画の概要

	現行	今回の改定方針(案)
基本方針	1 路外駐車場の整備に関する基本方針	
	・ 駐車場整備地区内において、駐車需要に対して1,800台不足している。 ・ 公共と民間の適切な役割分担のもとに駐車場の整備、既存駐車場の有効活用を図る。	・ 駐車場整備地区において、現状の駐車需要に対して供給は充足しており、将来の駐車需要が大幅に増加するとは考えにくい。 ・ 「歩いて楽しいまち」を実現できるように、既存駐車場の有効活用や駐車場の配置誘導を図る。
駐車場整備施策	2 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量	
	・ 目標年次を平成17年とする。 ・ 将来の需要の増加を考慮し、駐車場整備地区で約2,700台の駐車場を整備する。	・ 目標年次を平成32年とする。 ・ 目標は、必要な駐車場の整備を行うとともに、以下の方法により駐車場の質を向上させることとする。 ①既存駐車場の有効活用方法 ②新規駐車場の配置誘導 ③駐車場から他の土地利用へ転換の支援方法
駐車場整備施策	3 路外駐車場の整備の目標量を達成するための必要な施策	
	・ 公共では、道路や広場等の地下空間を有効活用した駐車場整備を推進する。 ・ 附置義務制度を活用して整備を推進するだけでなく、駐車場整備における融資制度や助成制度を活用して整備を促進する。 ・ 駐車場の効率的利用などのため、駐車場案内システムの検討を行う。 ・ 荷捌きの附置義務化については、実態を踏まえて検討する。	・ 公共では、必要性や配置を十分に検討し、必要な量を整備する。 ・ 駐車場の適切な配置や、実態に見合った整備が推進できるよう、附置義務を見直す。 ・ 駐車場の効率的利用などのため、駐車場案内システムの検討を行う。 ・ 荷捌き、自動二輪については、原因者負担の観点からも検討する。
駐車場整備施策	4 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要	
	・ 御池地下駐車場は、平成9年に完成予定であり、その他の駐車場については、詳細が未定である。	・ 計画が未定の駐車場について、それぞれの必要性を再検討する。

5 第1回協議会での指摘事項

(1) 本協議会で駐車場整備を検討すべきエリアは、どこなのか？

本協議会では「駐車場整備地区」だけではなく、「京都市全域」においても駐車場の整備計画を検討するものとする。【資料1参照】

- ・ 京都市駐車施設整備に関する基本計画 ----- 京都市全域を対象
- ・ 京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画 -- 駐車場整備地区を対象

(2) 京都市の他の関連施策（「歩くまち・京都」総合交通戦略など）との関係はどうなっているのか？

歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」が実現できるよう、基本計画及び整備計画を改定する。そのため、「歩いて楽しいまち」の実現に係る計画（「歩くまち・京都」総合交通戦略など）と整合を図る。【資料1, 2参照】

(3) 将来の需要をどう考えているのか？

京都市や京都府の人口の推移を考慮すると、現状以上の交通需要が発生するとは考えにくい。よって、現状程度の需要を想定し、計画を検討する。【資料3参照】

- ・ 道路交通調査（道路交通センサス）では、京都市の自動車交通量は減少傾向にある。
- ・ 京都市や京都府の人口の推移を考慮すると、今後大幅に需要が増加することは考えにくい。

(4) 荷捌きや自動二輪はどう扱うのか？

荷捌き車両は「まち」に不可欠であり、また自動二輪の利用も少なくない。よって、これらの駐車問題を解決するために、荷捌き駐車施設及び自動二輪駐車施設の整備方法を検討する。【資料3参照】

(5) 駐車場整備のための具体的な施策は？

駐車場整備の具体的な施策は、附置義務による民間施設の駐車場の整備、必要な公共駐車場の整備、既存駐車場の有効活用である。これらの施策によって「歩いて楽しいまち」を実現できるよう検討する。【資料3参照】

(6) 公共交通とクルマの分担を実現する施策は？

検討中の「歩くまち・京都」総合交通戦略の施策と整合を図るものとする。【資料2参照】

- ・ 「歩くまち・京都」総合交通戦略では、自動車の過度な利用を抑制するための施策を検討している。